

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第24回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

平成23年11月10日(木) 午前10時00分から午前10時35分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長) 片山俊雄(裁)

(委員) 神谷 達(学), 酒井邦彦(検), 松浦好治(学),
村上文男(弁)

(庶務) 廣瀬史朗名古屋高裁総務課長, 畦地由紀名古屋高裁総務課課長補
佐

(説明者) 村田斉志名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成24年2月から9月までの再任(判事任命)候補者に係る情報のとりまとめについて
- 2 平成23年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者について

第5 議事(進行)

1 指名諮問委員会における審議結果等の説明

庶務から, 平成23年9月1日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会(以下, 「指名諮問委員会」という。)における協議の概要について, 説明がなされた。

2 平成24年2月から9月までの再任(判事任命)候補者に係る情報のとりまとめについて

(1) 情報提供の依頼方法及び提出された情報に関する説明

庶務から, 情報提供の依頼方法(依頼先, 周知文書の内容等)及び提出された情報(提出者, 提出方法等)について説明がなされた。

(2) 情報の取扱いについて

今回、送付された情報のうち、提出期限後に提出された情報については、このことのみをもって指名諮問委員会に送付しないと決めた取扱いまではしないこととされた。

また、情報提供者ではない、弁護士と名乗る人物が、封緘されていない封筒に入れた状態で持参した情報については、情報提供者本人が提出した情報かどうか確認できないという問題があるものの、改めて情報提供者に確認することまではしないこととされた。

(3) 個別情報に関する審議

情報すべてについて、指名諮問委員会に送付することとされた。

(4) 指名諮問委員会への報告について

指名諮問委員会に対しては、従前どおり、情報の内容を整理した一覧表に当地域委員会のコメントを付して送付することとされ、コメントの内容について審議がなされた。その結果、コメントの内容は、それぞれ、「訴訟指揮の裁量の問題と思われるが、裁判官の訴訟運営上の問題が指摘されているので、参考となる情報として送付する。」、「再任の適格性を総合判断する上で参考となる情報として送付する。」とされた。

また、情報提供者ではない、弁護士と名乗る人物が、封緘されていない封筒に入れた状態で持参した情報については、提出された状況に係る報告を上記コメントとともに、指名諮問委員会に提供することとされた。

3 平成23年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者について

庶務から、指名諮問委員会から当地域委員会に対し、平成23年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者のうち、当地域委員会に関する候補者について情報提供があったこと及び指名諮問委員会から、情報収集は求められていないが、指名の適否に関する特段の情報があれば受け付けるとされたことが説明された。これについては、各委員において、指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、12月5日（月）までに、当地域委員会庶務まで知ら

せることとされた。

4 次回地域委員会の予定等について

次回地域委員会については平成24年3月8日（木）、次々回地域委員会については同年5月24日（木）の、いずれも午前10時00分とされた。

以 上